

日ス振学災第6号
令和2年5月20日

各学校・保育所等の設置者 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理 事 長 大 東 和 美

(印影印刷)

令和2年度災害共済給付契約に係る契約締結期限及び
共済掛金の支払期限の延長の手続きについて（通知）

日頃から独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付業務について、格別の御協力をいただきありがとうございます。

災害共済給付制度においては、令和2年5月13日付けで、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成15年文部科学省令第51号）が一部改正され、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある設置者については、令和2年度災害共済給付契約に係る契約締結期限及び共済掛金の支払期限の延長（以下「支払期限等の延長」という。）を行うこととなりました。

この改正に伴い、別紙1のとおり、同年5月20日付けで、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書（平成15年度規則第1号）の一部改正も行いました。

これらの改正に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由による、支払期限等の延長を申請する場合の事務手続きについては、下記により行うこととしますので、御協力をよろしくお願いします。

なお、支払期限等の延長を行う必要のない設置者においては、「支払期限延長申請書」の提出は必要ありません。本通知は、上記の施行令、省令及び業務方法書の改正をお知らせする通知となります。

記

1 「支払期限延長申請書」の提出

- (1) 令和2年6月30日（火）までに、「支払期限延長申請書」（別紙2）を担当課へ提出してください。なお、提出期限までに提出できない事情がある場合には、事前に担当課へ御相談ください。

(2) 令和2年度の名簿更新等を行わないこととした設置者についても、その旨を「支払期限延長申請書」の「4. 本申請に係る連絡先等」欄に記載し、「支払期限延長申請書」を提出してください。

2 延長を認める場合の支払期限等の連絡

支払期限等の延長の可否、延長を認める場合の支払期限等については、後日文書にて連絡します。

なお、延長を認める場合の支払期限等は、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内で指定することとなりますので御留意願います。

※ 「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」（令和2年5月13日付け2文科教第138号）等は、当センターのホームページ学校安全Webを御覧ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全Web URL
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

【日本スポーツ振興センター学校安全部連絡先】

部署	都道府県	電話番号	住所
給付 第二課	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉	03-5410-9162	〒107-0061 東京都港区北青山2丁目8番35号
	東京・神奈川・新潟・山梨・長野	03-5410-9163	
仙台 給付課	北海道・青森・岩手	022-716-2107	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目5番15号
	宮城・秋田・山形・福島	022-716-2108	日本生命仙台勾当台南ビル8階
名古屋 給付課	福井・愛知・三重	052-533-7822	〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野1丁目47番1号
	富山・石川・岐阜・静岡	052-533-7823	名古屋国際センタービル16階
大阪 給付課	大阪・奈良・和歌山	06-6456-3602	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目11番4号
	滋賀・京都・兵庫	06-6456-3603	大阪駅前第4ビル7階
広島 給付課	鳥取・島根・岡山・広島・山口	082-511-2956	〒730-0011 広島県広島市中区基町9番32号
	徳島・香川・愛媛・高知	082-511-2957	広島市水道局基町庁舎10階
福岡 給付課	福岡・鹿児島・沖縄	092-738-8725	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4丁目8番10号
	佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎	092-738-8726	都久志会館5階

新	旧
<p>附 則</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長）</u></p> <p>第1条の5 <u>令附則第1条の4の規定により令第9条に規定する共済掛金の支払期限の延長を求めようとする学校の設置者は、令附則第1条の4に規定する理由のやんだ後速やかに、当該理由及び当該理由がやんだ日を記載した書面を、センターに提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>センターは、前項の規定による書面の提出があった場合において、その提出をした学校の設置者が令第9条に規定する支払期限までにセンター法第17条第3項の規定による共済掛金を支払うことができなかつたことについて、令附則第1条の4に規定する理由があると認めるときは、期日を指定して当該支払期限を延長するものとする。この場合において、センターは、当該学校の設置者に対し、延長した支払期限を文書で通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>令附則第1条の4に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由とは、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1） 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延により、当該学校の設置者の設置する学校において教育活動の再開が遅れた等の事情により令第9条に規定する在籍する児童生徒等の数の確認に支障が生じていたこと。</u></p> <p><u>（2） 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延により、当該学校の設置者において感染拡大防止の対応を行った等の事情によりセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払に支障が生じていたこと。</u></p> <p><u>（3） 前2号に掲げるもののほか、当該学校の設置者が令第9条に規定する支払期限までにセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払ができなかつたことについて、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因し、やむを得ないと認められる相当な理由があると認められること。</u></p> <p>（保育所等の災害共済給付）</p> <p>第3条 保育所等（センター法附則第8条第1項各号に掲げる施設）の災害共済給付については、第6章、第36条第1号、附則第1条の2、附則第1条の3、<u>附則第1条の4及び附則第1条の5</u>の規定を準用する。</p>	<p>附 則</p> <p>（新設）</p> <p>（保育所等の災害共済給付）</p> <p>第3条 保育所等（センター法附則第8条第1項各号に掲げる施設）の災害共済給付については、第6章、第36条第1号、附則第1条の2、附則第1条の3 <u>及び附則第1条の4</u>の規定を準用する。</p>

令和 年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 宛

[設置者名]

印

支払期限延長申請書

独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書附則第1条の5の規定により、次のとおり令和2年度災害共済給付契約に係る共済掛金の支払期限の延長を申請する。

1. 契約の種類	①名簿更新 ②新規契約
2. 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第9条に規定する支払期限の延長を申請する理由	<p>① 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延により、当該学校の設置者の設置する学校において教育活動の再開が遅れた等の事情により5月1日に在籍する児童生徒等の数の把握や保護者の同意の確認ができなかった。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延により、当該学校の設置者において感染拡大防止の対応を行った等の事情により共済掛金の徴収・支払に係る事務が行えなかった。</p> <p>③ その他の新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由があった。 （ ※具体的に記入。 ）</p>
3. 2の理由がやんだ日	令和 年 月 日
4. 本申請に係る連絡先等	担当部署： 担当者： 電話番号： ※その他、センターへの連絡事項等があれば記入。 （ ）

注1) 1、2については該当する項目に○印をつけ、2の③、3、4については記載すること。

注2) 2で該当する理由が複数ある場合は、すべての理由がやんだ日を3に記載すること。

注3) 令和2年度については名簿更新等を行わないこととする場合は、4にその旨を記載し、本申請書を提出すること。